

四万十市公告

四万十市立東山小学校校舎改築の設計を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年10月24日

四万十市長 中 平 正 宏



1 業務概要

- (1) 業務名 四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務
- (2) 業務内容 四万十市立東山小学校校舎の改築工事等に係る設計業務
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年1月31日
- (4) 発注者 高知県四万十市長 中平正宏
- (5) 見積限度額 101,262,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 参加資格要件

参加資格要件は次の(1)、(2)及び(4)に掲げる要件をすべて満たす単独企業又は、(1)、(3)及び(4)に掲げる要件をすべて満たす設計共同企業体とする。

(1) 共通要件

次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

- ア 令和3・4年度四万十市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）（以下「名簿」という。）に登載されたものであること。ただし、名簿に登載されていない場合は、別に定める参加資格申請書類を提出したうえで、参加意思表明書提出期限までに資格を有すると認められた者とする。なお、この参加資格については、本件委託業務についての参加資格のみであり、本件書面の提出により令和3・4年度入札参加資格登録業者への追加登録とはならないので注意すること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 次の各号に該当しない者
 - ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがされている者
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者
- オ 本プロポーザル手続きの開始の告示がなされた日から技術提案書提出までの間ににおいて、国、高知県及び四万十市から指名停止の措置を受けていないこと。
- カ 国税、都道府県税、市区町村税について、滞納がないこと。
- キ 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - ・親会社と子会社の関係
 - ・親会社と同じくする子会社同士の関係
 - ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ・前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ク 次に掲げる団体等でないこと。
 - ・政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - ・宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
 - ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

（2）単独企業として参加する場合

次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

- ア 高知県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- イ 次の①かつ、②に該当する施設の建築設計について、平成 5 年 4 月以降に元請として受注し、完了した実績があること。なお、設計共同企業体での受託については、その代表企業であること。
 - ① 延床面積 1,000 m²以上の小・中学校校舎の新築、増築又は改築に係る実施設計業務を完了した実績があること。
 - ② 延床面積 2,000 m²以上の国・地方公共団体施設の新築、増築又は改築に係る実施設計業務を完了した実績があること。

（3）設計共同企業体として参加する場合

次に掲げる要件に該当する者であること。

- ア 設計共同企業体の結成方法は、2 者による自主結成とする。
- イ 設計共同企業体の構成員のうち、1 者は四万十市内に本店を有している者であることとし、もう 1 者は高知県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- ウ 設計共同企業体の構成員は当該業務について、複数の設計共同企業体の構成員とな

ることはできない。

- エ 代表者は、円滑な共同業務を確保するうえで中心的な役割を担うことができる者とし、出資比率は最大とする。
- オ 設計共同企業体の構成員の最小出資比率は、30%以上とする。
- カ 共同企業体を構成する者のうち、1者以上が、次の①かつ、②に該当する施設の建築設計について、平成5年4月以降に元請として受注し、完了した実績があること。
なお、設計共同企業体での受託については、その代表企業であること。
 - ① 延床面積1,000m²以上の小・中学校校舎の新築、増築又は改築に係る実施設計業務を完了した実績があること。
 - ② 延床面積2,000m²以上の国・地方公共団体施設の新築、増築又は改築に係る実施設計業務を完了した実績があること。

(4) 参加者の制限

- ア 単独企業として参加意思表明を行った者は、設計共同企業体に参加できない。また、設計共同企業体に参加意思表明を行った者は、単独企業として参加できない。
- イ 1企業から2者以上の本プロポーザルへの参加は認めない。

3 参加手続き等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当（以下「事務局」という。）

所管課：高知県四万十市教育委員会 学校教育課 総務係

住 所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話番号：0880-34-1136

FAX番号：0880-34-4271

e-mail：kyouei@city.shimanto.lg.jp

※上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く平日8：30～17：15の間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/oa-05-02/index.html>

(3) 参加表明書及び第一次審査書類等の提出期限等

- ア 提出期限 令和4年11月8日（火）17時15分まで
- イ 提出場所 上記（1）のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 第二次審査の技術提案書等の提出期限等

- ア 提出期限 令和4年12月9日（金）17時15分まで
- イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。

4 選定方法等

四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務委託業者選定委員会において、審査書類等の評価、技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案書評価要領に基づいて採点する。

（1）第一次審査

提出された審査書類の審査を実施し、第二次審査の対象とする候補者3者程度を選出する。

（2）第二次審査

第一次審査通過者を対象とした技術提案書審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定者1者、次点者1者を選定する。

5 審査基準

（1）第一次審査

- ア 設計事務所の業務実績について
- イ 業務実績等による担当チームの実力について
- ウ 業務実施方針及び課題への技術提案について

（2）第二次審査

- ア 技術提案書及びヒアリングによる業務の理解度等について

6 その他

- （1）本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- （2）提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- （3）詳細は四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務プロポーザル実施要領等による。
- （4）今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。